

## 道路部会・公園部会の設置について

協議会より

### 道路・公園部会の経緯について

協議会では、地区計画だけでは解決できない課題もあることから、本地区のまちづくりに関して、防災性と住環境の一層の向上を図るため、道路部会と公園部会を設置して課題解決に取り組むことにしました。

### 部会員について

平成26年10月に募集した部会員は、以下の方々に決まりました。

#### 道路部会 部会員 8名

部会長 新井哲生（芝富士地区まちづくり協議会）

部会員 伊藤一晃、岡野秀夫、武田文男（芝富士地区まちづくり協議会）、野中智典（川口市クリーン推進員）、宇山次雄（交通安全協会芝富士支部）、森谷広（芝富士自主防災隊）、布田勝巳（芝富士小学校PTA）

#### 公園部会 部会員 10名

部会長 木村道夫（芝富士地区まちづくり協議会）

部会員 小田中栄、長崎登、中村守（芝富士地区まちづくり協議会）、高橋豊明、三谷幸正（芝富士公民館地区レクリエーション協会）、大藤浩子、白幡昌資（寿富士会）、秋元和美、海野祐子（芝富士小学校PTA）

## 芝富士児童公園の整備について

主要区画道路2号線の整備工事に伴い、公園を閉鎖し、隣の芝富士ホームヘルプステーション跡地を新たに広場として整備しています。工事完了予定は平成27年7月です。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



川口市からの  
お知らせ

# 芝富士地区

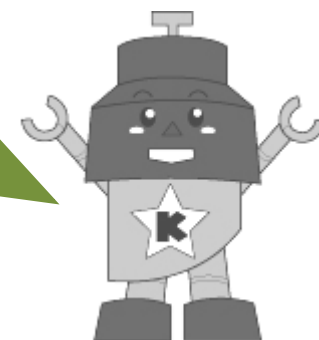
## まちづくり協議会 ニュース

# 16号

発行日 : 平成27年3月  
発行 : 芝富士地区まちづくり協議会  
(事務局) 川口市都市整備部市街地整備室  
編集協力 : (株)首都圏総合計画研究所

川口市からの  
お知らせ

### 平成27年4月1日から まちづくりのルールが 変わります！



#### 土地区画整理事業予定地区の変更(解除)

1 都市計画法第53条の規定に基づく許可申請が不要になります！

#### 地区計画の指定

2 地区の防災性と住環境の向上を図るルールが決まりました！

#### 準防火地域の指定

3 まちを火災に強くするルールが決まりました！

▶ 詳細は2、3項へ

## 問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17  
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

## ①土地区画整理事業予定地区の 変更(解除)

土地区画整理事業予定地区の変更後、下図の区域においては、建築物を建築する場合に、「都市計画法第53条第1項」の許可が不要となります。

※詳しくは区画整理課にお問合わせください。

## ②地区計画の指定

地区計画の指定後、左下図の地区において、土地の区画形質の変更や建築物の建築等の行為を行う場合、「都市計画法第58条の2第1項」の定めにより、市長に工事の内容を届け出なければなりません。

※地区計画の内容は前号をあわせてご覧ください。  
※詳しくは都市計画課にお問合わせください。

### 地区計画の届出が必要になります！

建築や開発(500㎡未満)をする場合は、工事着手日の30日前までに工事の内容を届出なければなりません。届出の内容が地区計画に適合していない場合には、設計変更等を勧告することができます。

#### 次のような場合に“届出”が必要です

- 土地の区画形質の変更をする場合
- 建物を建てる場合や工作物をつくる場合
- 建物の用途や形態・意匠を変更する場合
- 道路位置指定を受ける場合

#### ただし、次の場合は“届出”が不要です

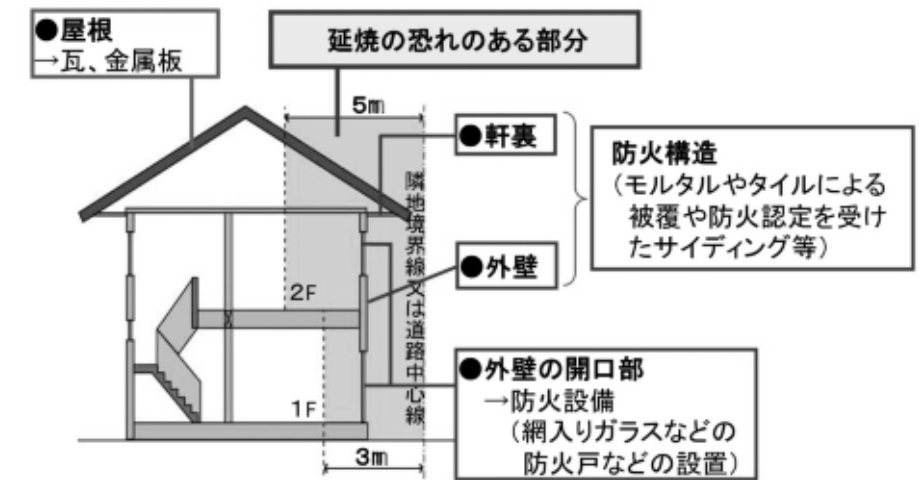
- 500㎡以上の開発行為(開発行為の許可が必要)
- 通常の管理行為、軽易な工事等
- 非常災害のために必要な応急措置
- 国又は地方公共団体が行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じるもの

## ③準防火地域の指定

準防火地域の指定後、左図の区域は「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」となり、建築物の建築等の行為を行う際に、建築基準法および同法施行令において一定の規制が適用されます。

※詳しくは都市計画課にお問合わせください。

### 準防火地域内における建物のつくり方(木造2階建ての場合)



※都市計画課及び区画整理課のお問合せ先  
住所：川口市三ツ和 1-14-3  
電話：(代表) 048-258-1110

【都市計画課(地域計画係)】  
(内線)5505・5506 (直通)048-242-6332

【区画整理課(企画調査係)】  
(内線)5156・5157 (直通)048-280-1207

